

令和6年6月11日

総務大臣 松本 剛明 様

埼玉県知事 大野 元裕

地方交付税措置のある地方債の期間延長等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」、「人口減少・超少子高齢社会の到来」という二つの歴史的課題に直面しており、これらの課題に立ち向かうため、10年後、20年後を見据えた未来志向の施策の展開を進めています。

「激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応」として、緊急浚渫事業や長寿命化事業等、地方交付税措置のある地方債を活用しながら防災・減災対策に取り組んでおりますが、令和6年度末に終了する緊急浚渫事業は、活用期限までに完了できない見込みであり、引き続き財政上の対応が必要となります。

また、「人口減少・超少子高齢社会への対応」として、県民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、地方自治体情報システムの標準化を進めておりますが、限られた期間に全国の自治体の作業が集中した結果、ITベンダーの人手不足等の事態が生じ、本県においては令和7年度末までの移行が困難な見通しとなっております。

国におかれましては、本県が取り組む各種施策の推進に御理解をいただきますとともに、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について

(1) 現状・課題等

本県では、令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債について、年々活用額が増加している状況である。（長寿命化事業は令和4年度決算額全国1位）

一方、緊急浚渫推進事業は、現場精査の結果、撤去すべき土砂の量が想定より多かったなどの理由により、活用期限までに完了できない見込みであり、引き続き地方債の活用が必要な状況にある。

また、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や、激甚化する水災害に備えるための護岸の更新、さらには中長期的に取り組む公共施設のLED改修や長寿命化改修など、多様化する課題に対応するため、その他の地方債についても、引き続き必要な状況である。

こうした地方交付税措置のある地方債が、全て現行の期限をもって終了してしまうと、財政上の負担が懸念材料となり、持続的な投資を行っていくことが困難となる。

そのため、地方交付税措置のある地方債は、地方財政の健全な運営と多様化する課題へ着実に対応するため、必要不可欠な制度である。

(2) 要望事項

- ① 令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債について、期間延長の措置を講じること。
- ② 長寿命化事業など中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

2 地方自治体の情報システムの標準化に対する支援

(1) 現状・課題等

地方自治体情報システムの標準化について、限られた期間に全国の自治体の作業が集中した結果、ITベンダーの人手不足や撤退といった事態が

生じ、本県においては県及び 19 市町村が令和 7 年度末までの移行が困難な見通しである。

また、国による標準仕様書の改定が相次いでいることから、自治体職員や I T ベンダーへの作業負荷が増大し、移行作業をより困難なものとしている。

このため、各自治体の状況に応じた適切な移行期限を設定するとともに、期限までの移行が間に合わないシステムについても確実に支援対象とすることが求められる。

さらに、市町村からは移行にかかる費用や運用経費の負担を懸念する声が寄せられており、補助金の拡充や交付対象の拡大、ガバメントクラウドの利用料の適切な設定が必要となっている。

(2) 要望事項

- ① 令和 7 年度末（期限）までの移行が困難な場合においても、移行経費に対する財政支援を確実に措置すること。
- ② 期限までの移行が困難なシステムについては、国において I T ベンダーの人手不足等への解消に向けた働きかけを強化するとともに、各自治体システムの状況を踏まえ、柔軟な移行時期の設定を可能とすること。
- ③ 標準化移行後の運用経費について、財政支援措置を講ずること。